浜松市天竜ボート場
浜松市立天竜自然体験センター湖畔の家
浜松市天竜林業体育館
浜松市天竜相津マリーナ

指定管理者募集要項

浜松市天竜区役所まちづくり推進課

令和５年６月

1　施設の概要

（1）名称及び所在地

	施設名	所在地
1	浜松市天竜ボート場	浜松市天竜区月 969 番地の 1
2	浜松市立天竜自然体験センター湖畔の家	浜松市天竜区月 963 番地の 1
3	浜松市天竜林業体育館	浜松市天竜区月 957 番地の 1
4	浜松市天竜相津マリーナ	浜松市天竜区相津 85 番地の 2

（2）施設概要等

別表 1 のとおり

（3）施設の設置目的、開館（開場）時間、休館（休場）日等

別表 2 のとおり

※開館（開場）時間は、市との協議により変更（延長）が可能です。

※休館（休場）日は、市との協議により変更（減少）が可能です。

※開館（開場）時間及び休館（休場）日の詳細は、浜松市天竜ボート場条例、浜松市立天竜自然体験センター条例、浜松市天竜林業体育館条例、浜松市天竜相津マリーナ条例をご覧ください。

（4）法令等の規定

地方自治法、浜松市指定管理者による公の施設の管理に関する条例（以下「条例」という。）及び同条例施行規則、浜松市天竜ボート場条例及び同条例施行規則、浜松市立天竜自然体験センター条例及び同条例施行規則、浜松市天竜林業体育館条例及び同条例施行規則、浜松市天竜相津マリーナ条例及び同条例施行規則、浜松市指定管理者制度の実施に関する基本指針（以下「指針」という。）

（5）現在の指定管理者に関すること。（管理者名、指定期間）

管理者名　　株式会社杉の里・有限会社天龍遊船共同事業体

指定期間　　平成 31 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

2　指定管理者が行う業務の範囲

（1）浜松市天竜ボート場、浜松市立天竜自然体験センター湖畔の家、浜松市天竜林業体育館、浜松市天竜相津マリーナの運営及び維持管理に関すること。

（2）浜松市天竜ボート場条例第 5 条、浜松市立天竜自然体験センター条例第 5 条、浜松市天竜林業体育館条例第 5 条及び浜松市天竜相津マリーナ条例第 5 条に規定される事業の実施に関すること。

（3）施設の適正な維持管理のための公募仕様書（別添）に記載する業務に関すること。

※浜松市との協議により、施設のＰＲや利用者の利便性向上、また、市民サービスの向上を図るための自主事業が可能です。施設の一部を使用する場合は、別途市の許可が必要です。

3　指定管理期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで　（5 年間）

4　指定管理料

会計年度（4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで）ごとに支払い、毎月月末から 15 日以内に指定

管理料の請求により支払います。

※１　指定管理料は、毎月（又は四半期毎）の後払いとなります。

※２　利用料金制を採用しているので、施設の管理に要する費用と、指定管理者の提案する利用料金見込み額の差額を指定管理料として支払います。

※３　昨年度の電気料等の著しい価格上昇など、将来的な価格変動の見通しが困難であるため、施設の管理に要する費用のうち、電気料等は精算を行うこととします。精算の方法は、基本協定書（案）「電気料等の精算に係る特記事項（令和５年度選定施設に係る特例措置）」をご確認ください。

５　利用料金の規定

利用料金の詳細は、浜松市天竜ボート場条例、浜松市立天竜自然体験センター条例、浜松市天竜林業体育館条例、浜松市天竜相津マリーナ条例にてご確認ください。上限の範囲内で指定管理者が設定できますが、市の承認が必要です。

（１）浜松市天竜ボート場

ア　艇置場（保管をする場合）

利用区分			金額
艇（附属するオールを含む）	大人	1艇1月につき	3,820円
	小中高生		1,670円
	70歳以上		1,670円
オール	大人	1本1月につき	260円
	小中高生		150円
	70歳以上		150円

イ　艇

利用区分		金額
ナックルフォア艇	1艇1日につき	540円
シングルスカル艇		440円
ダブルスカル艇		660円
舵手つきフォア艇		1,100円
舵手つきクォドルプル艇		1,100円
モーターボート（監視・救助用）	1艇2時間につき	2,200円

ウ　会議室等

利用時間区分／利用区分		午前8時から午前12時まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで
月艇庫	第1会議室	1,320円	1,320円	1,980円
	第2会議室	660円	660円	990円
伊砂ボートパーク	多目的ホール	1,320円	1,320円	1,980円

（２）浜松市立天竜自然体験センター湖畔の家

ア　部屋（宿泊の場合を除く。）

利用区分＼利用時間区分		午前９時から午後６時まで　１時間につき	午後６時から午後９時まで　１時間につき
宿泊棟	和室（12.5 畳）	510 円	660 円
	和室（18 畳）	740 円	940 円
食堂棟	和室（21 畳）	860 円	1,100 円
	和室（24 畳）	990 円	1,260 円

イ　宿泊（１人１泊につき）

区分		金額
一般利用	大人	3,450 円
	小人	2,760 円
団体利用	高等学校の生徒及び大学の学生並びにこれらに準じる者	1,450 円
	小学校就学前の者並びに小学校の児童及び中学校の生徒並びにこれらに準じる者	660 円

ウ　入浴（宿泊の場合を除く。）

区分	金額
大人　１人１回につき	150 円
小人　１人１回につき	100 円

（３）浜松市天竜林業体育館

利用区分＼利用時間区分		午前 9 時から午後 6 時まで　1 時間につき	午後 6 時から午後 9 時まで　1 時間につき	午後 9 時から午後 9 時 30 分まで
専用利用	入場料（これに類するものを含み、資料代その他の実費を除く。以下同じ。）を徴収しない場合	180 円	360 円	180 円
	入場料を徴収する場合	550 円	1,100 円	550 円
個人利用	大人	180 円	360 円	180 円
1人につき	小中高生	90 円	180 円	90 円
	70 歳以上	90 円	180 円	90 円

（4）浜松市天竜相津マリーナ

ア　艇

利用区分			金額
貸付用舟艇	手こぎボート	1 時間以内 1 隻につき	1,100 円
	足こぎボート カヌー	1 時間を超える部分につき 30 分までごとに 1 隻につき	440 円

イ　艇置場（保管をする場合等）

利用区分	艇庫 1 隻 1 日につき	舟艇陸置場 1 隻 1 日につき	揚降施設 揚艇又は降艇 1 隻 1 回につき	舟艇持込料 1 隻 1 日につき
手こぎボート 足こぎボート カヌー	100 円	50 円	320 円	440 円
遊覧船（和船） 2 トン以下		100 円	1,100 円	1,100 円

6　事業所税の有無

市税条例施行規則により全額免除となりますが、申告が必要になる場合がありますので、浜松市財務部市民税課へ確認してください。

7　利用料金減免の手続

利用料金減免の詳細は、浜松市天竜ボート場条例及び同条例施行規則、浜松市立天竜自然体験センター条例及び同条例施行規則、浜松市天竜林業体育館条例及び同条例施行規則、浜松市天竜相津マリーナ条例及び同条例施行規則をご覧ください。

8　指定管理料の上限額（管理に関する市の負担額の上限額となります。年度ごとの金額及び合計額を超えた提案額は失格になります。）

１４１，５２６，０００円

内訳　令和６年度　　２８，１２９，０００円
　　令和７年度　　２８，４５０，０００円
　　令和８年度　　２８，２６６，０００円
　　令和９年度　　２８，２２２，０００円
　　令和 10 年度　　２８，４５９，０００円

※上記の金額は。すべて消費税及び地方消費税率（１０％）を含みます。

※応募の際は、税率１０％の税込金額を記載してください。なお。基本協定締結日以後に消費税率の変更があったときは、協定額は消費税及び地方消費税相当額を変更後の税率によるものとします。

９　応募資格（次の条件を満たす団体に限ります。）

（１）地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する団体でないこと。
（２）会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生の手続が終了していない団体でないこと。
（３）浜松市から入札参加停止を受けている団体でないこと。
（４）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員等（同条第 6 号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者が役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。以下同じ。）となっている法人その他の団体でないこと。
（５）暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。
（６）法人市民税等の市税、法人事業税及び法人税を滞納している団体、正当な理由なくこれらの税に係る申告を行っていない団体又は正当な理由なく個人住民税の特別徴収を行っていない団体のいずれにも該当しないこと。
（７）指針第 10 条に規定する指定管理者選定会議の委員（当該公の施設の指定管理者の選定に関わる者に限る。）が役員等となっている団体でないこと。
（８）浜松市の市議会議員が役員等となっている法人その他の団体（主として、本市の指定管理者の業務、本市の公共施設等運営権者（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成 11 年法律第 117 号)第 9 条第 4 号に規定する公共施設等運営権者をいう。以下同じ。）又は、本市の請負の業務を行うこととなるものに限る。）でないこと。
（９）浜松市の市長、副市長、教育長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会の委員若しくは監査委員又は地方公営企業の管理者が役員等となっている法人その他の団体（主として、本市の指定管理者の業務、本市の公共施設等運営権者の業務又は、本市の請負の業務を行うこととなるものに限り、本市が資本金、基本金その他これらに準じるものの 2 分の 1 以上を出資している法人を除く。）でないこと。
(10) 過去３年間に条例第 13 条に規定する指定の取り消しを受けた団体でないこと。
(11) 共同事業体による応募は可とする。
(12) 同一の施設に係る応募において、他のグループに属している団体でないこと。
(13) 浜松市天竜ボート場、浜松市立天竜自然体験センター湖畔の家、浜松市天竜林業体育館、浜松市相津マリーナの管理運営を行う上で人的及び物的管理能力がある団体であること。
(14) 浜松市天竜ボート場、浜松市立天竜自然体験センター湖畔の家、浜松市天竜林業体育館、浜松市相津マリーナの管理運営を行う上で必要となる許可、認可等を有する団体であること。

１０　提出書類

提出部数は１４部（正本１部・副本１３部）
（１）指定申請書「別紙：第 3 号様式」
（２）宣誓書及び同意書「別紙：第 4 号様式」
（３）役員等名簿「別紙：第 4－2 号様式」
（４）履歴事項全部証明書若しくは現在事項全部証明書（証明日は 3 か月以内の日付であること）
（５）定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
（６）過去 3 年間の貸借対照表及び損益計算書（収支計算書）など経営状況のわかるもの
（７）設立趣旨、事業内容、パンフレット、事業実績等の概要がわかるもの
（８）①法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書「その 3 の 3」（証明日は 3 か月以内の日付であること）

②直近 2 年間の法人事業税の納税証明書

※指定管理者に選定された場合、①は、毎年度終了後、事業報告書の添付書類として提出していただきます。

（9）「市外に本店を有し、市内に営業所等を有する者」として応募する場合は、以下の書類

①委任状（別紙：4－3 号様式）

②法人市民税確定申告書（第 20 号様式）又は市町村民税の均等割申告書（第 22 の 3 号様式）の写し（提案書提出日直近の決算期で、本市の受付印があるもの）

（10）浜松市天竜ボート場、浜松市立天竜自然体験センター湖畔の家、浜松市天竜林業体育館、浜松市相津マリーナの管理運営を行う上で必要となる許可、認可等の写し

（11）浜松市天竜ボート場、浜松市立天竜自然体験センター湖畔の家、浜松市天竜林業体育館、浜松市天竜相津マリーナ指定管理者事業計画書「別紙：第 5 号様式」（全期間分）

（12）提案資料（プレゼンテーション資料）

（13）提案資料の取扱いに関する回答書（別紙：4－4 号様式）

（14）共同事業体の場合は、構成員、責任の範囲等を定めた協定書等

※共同企業体の場合、（2）～（10）は構成団体全てについて書類を提出してもらいます。

※運営開始後、事務所等を設置する場合は、1 か月以内を目途に浜松市財務部市民税課へ「所在地証明書」を提出すること。

１１　指定管理者の募集及び選定方法

（1）指定管理者の選定方法

指定管理者の選定は、公募により、応募書類、プレゼンテーション及びヒアリングによる選定とし、優先交渉権者及び次点交渉権者を決定します。

（2）選定にあたっての審査方法等

指定管理者の選定にあたっての審査は「天竜区指定管理者選定会議設置要綱」に基づき「天竜区指定管理者選定会議」（以下「選定会議」という。）を開催し、選定基準に基づいて審査します。

（3）選定結果等の通知

審査の連絡は提案書類を提出いただいた応募者に対して速やかに通知いたします。

（4）協定の締結

市は、優先交渉権者（候補者）との細目協議、仮協定の締結、候補者を指定管理者とする市議会での議決を経て、指定管理者として指定し、市と指定管理者は本協定を締結します。

（5）次点交渉権者との交渉

優先交渉権者との協議が成立しない場合は、次点交渉権者を候補者として協議を行うものとします。

１２　指定管理者の公募に関するスケジュール（予定）

（1）６月３０日（金）	募集要項のホームページ掲載及び配布
（2）６月３０日（金）～７月１８日（火）	募集要項に関する照会、質問事項の受付
（3）７月１２日（水）	応募者説明会、施設見学会
（4）７月２５日（火）	質問事項に対する回答
（5）６月３０日（金）～８月１４日（月）	提出書類の申請受け付け
（6）８月中旬　～８月下旬	選定会議委員及び所管課から応募者への質問期間

※応募書類に基づく事前質問を、応募者あてに行います。
質問の回答は、ヒアリング・プレゼンテーションの際に伺いますので、ご準備願います。

（７）９月４日（月）	ヒアリング・プレゼンテーションの開催 候補者選定のための選定会議
（８）９月上旬	優先及び次点交渉権者の決定と全応募者への通知
（９）１０月上旬	仮基本協定書の締結
(10) １２月	指定管理者の指定（市議会の議決による）
(11) １月	基本協定書締結
(12) １月～３月	指定管理者職員実地研修、引継ぎ等

１３　募集要項の配布

募集要項は、令和５年６月３０日（金）から８月１４日（月）まで配布いたします。

・配布場所：浜松市天竜区役所まちづくり推進課
〒４３１－３３９２浜松市天竜区二俣町二俣４８１番地
電話：０５３－９２２－００７２

・配布時間：午前８時３０分～午後５時１５分（土・日及び祝日を除く）

また、募集要項は以下のとおり浜松市ホームページからもダウンロードできます。

【浜松市ホームページの掲載場所】

市トップ→産業ビジネス→指定管理者制度→公の施設における指定管理者制度

１４　募集要項に関する照会、質問事項の受付

○募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

・受付期間：令和５年６月３０日（金）から７月１８日（火）までとします。

・受付時間 午前８時３０分～午後５時１５分（土・日及び祝日を除く）

・受付方法：「指定管理者募集に伴う質問書」（別紙１）に質疑主旨を簡潔にまとめて記入の上、下記まで提出してください。

・質問に対する回答：質問内容及び回答は、説明会への参加団体及び質問書提出団体あてに、質問者の名前を伏せて電子メールにて一斉回答します。　（回答日：令和５年７月２５日（火）予定）

※質問は、必ず郵送、ファクス、または電子メールのいずれかの方法でお寄せください。電話でのご質問には受け付けられません。（以外の方法で回答を希望される場合はご相談ください）

【質問事項に関する照会、質問事項の送付先】

浜松市天竜区まちづくり推進課　スポーツ振興グループ　担当者：矢嶋
〒431－3392　浜松市天竜区二俣町二俣４８１番地
ファクス：０５３－９２２－００９３
メールアドレス：tn-sports@city.hamamatsu.shizuoka.jp

１５　応募者説明会、ヒアリング、プレゼンテーションについて

○指定管理業務等についての説明会を開催します。

日時：令和５年７月１２日（水）　　午前１０時～正午

場所：浜松市天竜区役所本館　２階　２１・２２会議室

※参加を希望する場合は、別紙２の「指定管理者応募者現地説明会参加申込書」に必要事項を記入のうえ、７月１１日（火）（必着）までに持参、郵送、FAX、Ｅメールにてお申込みください。

※当日、説明会終了後、希望者には現地説明会を実施します。施設へは各自でご参集ください。

※説明会参加の有無が選定に影響を及ぼすことはありません

○指定管理業務等についてのヒアリング（プレゼンテーション）を開催します。
日時：令和５年９月４日（月）　　午後１時３０分から（予定）
場所：浜松市天竜区役所本館　２階　２１・２２会議室
内容：応募者からの事業説明、その後ヒアリング
※詳しくは、指定申請書等、提案書類を提出した方へご案内します。

１６　提案書類の提出

指定申請書等、提案書類の提出期間は、令和５年６月３０日（金）から令和５年８月１４日（月）まで（受付時間：午前８時３０分～午後５時１５分、土・日及び祝日を除く）に浜松市天竜区役所まちづくり推進課に提出してください（必着。郵送可）

１７　費用の負担

提案に関して応募者が要する費用については、それぞれの応募者の負担とします。

１８　障がい者の雇用促進・就労支援について

障がい者の雇用を促進するため、障がい者の雇用促進・就労支援について積極的に提案をしてください。

１９　選定基準

別紙のとおり

２０　実績の反映について

今回の募集で指定された指定管理者から次期選定時に応募があった場合、下記のとおり実績を反映するものとします。ただし、共同企業体で構成員が変更となった場合や、募集単位を見直した場合は対象となりません。

（１）プレゼンテーションについて

次期選定時の選定会議でのプレゼンテーションは、現指定管理期間の状況報告を含んだ内容とし、一番初めに行っていただきます。

（２）事後評価の反映について

今回の募集で指定された指定管理者から次期選定時に応募があった場合、毎年度の事後評価結果を、選定時の評価に反映させるものとします。

反映の方法は、毎年度の事後評価結果の総合得点ごとに定める「加算率」を合計し、評価を受けた年数で除して得られた割合「総加算率」を、次期選定時評価点に乗じ、得られた点数を加減点するものとします。ただし、指定管理の最終年度は、選定時期以降に評価が行われるため未算入とします。

総合評価得点（事後評価）	得点の意味	加算率
80点以上	特に優れている	＋5.0%
70点～80点未満	優れている	＋2.5%
60点～70点未満	適正である	0.0%
40点～60点未満	努力が必要である	－2.5%
40点未満	かなりの努力が必要である	－5.0%

【加減点例】指定管理期間5年間のケース

区分	指定管理期間				A	A/4
	1年目	2年目	3年目	4年目		
事後評価点数	67.4	70.4	69.2	70.2	計	総加算率
加算率	0.0%	＋2.5%	0.0%	＋2.5%	＋5.0%	＋1.2%

※小数点第2位以下切り捨て

選定時評価点 75.4 点　×　1.2%　＝　0.9 点を加点

（３）遵守事項の不履行について

毎年度の事後評価において、当該年度の実績が下記減点項目に該当する場合、それぞれの減点項目に応じて次期選定の評価から減点（4 年目の事後評価までの累計点を減点）します。毎年度の減点の状況は、事後評価結果とあわせて公表します。

《減点項目》

・提案した業務及び自主事業の不実施
・労働基準監督署の調査（臨検監督）により是正勧告書が交付された場合
・その他関係法令の遵守に係る指導を受けるなどの法令違反
・当該施設に関係する重大な事故又は不祥事があった場合
・加入すべき保険の未加入
・事業報告書の提出期限超過
・事業報告書の記載不足、重大な誤記載等

２１　選考結果のお知らせ

応募者全員に、令和５年９月上旬から９月下旬（予定）までの間に文書にてお知らせします。

２２　提出書類の取扱いと情報の公開について

（１）提出書類の不返却

提出された提出書類は返却しません。

（２）指定管理者選定に関する情報の公表

指定管理者の指定に関する情報は、すべての応募者について次の事項を公表します。

①応募者の名称

優先交渉権者（候補者）は、所在地も公表します。優先交渉権者（候補者）が共同事業体の場合は、構成員すべてについて公表します。

②選定理由（優先交渉権者のみ）
③提案の概要
④提案金額
⑤評価内容
⑥評価結果（点数）
※合格点は別紙選定基準参照

（３）情報公開について

提出書類は、公平性、透明性を期すために「浜松市情報公開条例」等関連法令に基づく情報公開請求がなされた場合、もしくは本市が選考に関する応募書類の公表が特に必要と判断する場合には、浜松市情報公開条例に基づく非公開情報を除き、原則公開又は公表するものとします。なお、公開又は公表する場合の提出書類の使用に関する費用は、無償とします。

（４）提案資料の取扱いに関する回答書

提出書類のうち、応募者が作成した提案資料についても（３）に記載のとおり原則として公開又は公表しますが、例外的に、浜松市情報公開条例に基づく非公開情報（応募者の技術力やノウハウ等、公開又は公表することにより応募者の正当な利益を害する情報等）は、本市の判断で非公開又は非公表とします。

本市が応募者の正当な利益を害する情報の有無を判断する際の参考とするため、次のとおり回答書及び関連資料の提出をお願いします。

提出物　　・提案資料の取扱いに関する回答書「別紙4-4号様式」

・応募者の正当な利益を害する情報にあたると考える部分がある場合は、その情報が分かる資料（提案資料の写しの該当部分にマーカーを引く、四角で囲う等したものを提出。ただし、文字が消えるような塗りつぶしはしないでください。）

※提出いただいた資料の該当部分の非公開又は非公表を確約するものではありません。

※「応募者の正当な利益を害する情報にあたると考える部分がある場合は、その情報が分かる資料」は、１０提出書類に規定する提出部数に関わらず１部のみ提出で構いません。

２３　指定管理者の指定について

指定管理者の候補者選定後、地方自治法第２４４条の２第６項の規定に基づき、浜松市議会に候補者を指定管理者に指定する議案を提案し、議決を受けることとなります。（令和５年１１月定例会提案予定）

なお、指定管理者の指定を受けられない場合において、候補者が本件に関し支出した費用については、一切補償しないものとします。

２４　その他

（１）施設改修工事等について

指定管理期間中、市が改修工事や大規模修繕のため、施設の休館を要する場合があります。改修・修繕計画については、市の財政状況により規模や時期が変動するため、別途その都度、市より協議を申し入れることとします。

（２）ネーミングライツ導入について

市では今後、新たな財源の確保、施設の良好な管理運営、民間事業者の広告活動機会拡大を目的に、ネーミングライツ（市の施設等に通称を命名する権利）の導入を積極的に行っていく方針です。

本施設においても、指定管理期間中にネーミングライツ導入の可能性がございます。

問合せ先
431-3392　浜松市天竜区二俣町二俣481番地
浜松市天竜区まちづくり推進課　　担当者：矢嶋
TEL：053－922－0072　　FAX：053－922－0093
メールアドレス　tn-sports@city.hamamatsu.shizuoka.jp

別表１

	施設名（建物）	竣工時期	敷地面積（㎡）	延床面積（㎡）	施設内容	Is 値
1	浜松市天竜ボート場	―	―	―		―
	（月艇庫）	平成２年９月	―	1,364.53	鉄骨造３階建 艇庫（157 艇格納可）、会議室、管理人室、応接室、 トイレ、少量危険物倉庫、フォークリフト１台 駐車場 100 台	新基準
	（伊砂ボートパーク）	平成 12 年３月	―	1,089.39	鉄筋コンクリート造一部鉄骨・木造２階建 艇庫（40 艇格納可）、多目的ルーム、休憩所、更衣室、トイレ、管理人室、ポスト形ジブクレーン１基 駐車場 31 台	新基準
	（第１配艇トイレ）	平成元年３月	―	11.80	木造平屋建	―
	（第２配艇トイレ）	平成２年３月	―	54.65	木造平屋建	―
	（その他）	―	―	―	発艇台、線審台、判定台、桟橋等	―
2	浜松市立天竜自然体験センター　湖畔の家	平成２年 11 月	6,876.96	1,324.10	宿泊棟（木造２階建　宿泊定員 78 人） １階　和室（4.5 畳１室、12.5 畳５室、18 畳１室） ・ロビー・大浴場（30 人）・中浴場（20 人） ２階　和室（12.5 畳５室、18 畳１室） 食堂棟（木造平屋建・地下鉄筋コンクリート造　定員 160 人　うち和室 45 畳（宿泊定員 22 人）） 駐車場 15 台	新基準
3	浜松市天竜林業体育館	平成３年５月	1,725.65	497.04	木造平屋建　玄関・アリーナ・更衣室・器具庫・トイレ	新基準
4	浜松市天竜相津マリーナ	昭和 59 年８月	2,557.41	322.86	管理事務所　木造一部鉄骨造平屋建　待合室、事務室、更衣室、玄関ホール、トイレ 艇庫　鉄骨造平屋建（48艇格納可） 休憩所　木造平屋建 危険物収納庫、ポスト形ジブクレーン１基 駐車場 15 台	新基準

※　施設の平面図等は浜松市天竜区役所まちづくり推進課で閲覧できます。

別表２

	施設名	施設の設置目的	開館時間 （開場時間）	休館日 （休場日）	年間利用者数 主な利用者	法令等の規定
1	浜松市天竜ボート場	ボート競技を通じて市民の健康増進を図り、健全な余暇活動を促進するとともに、ボート大会を通じて市民交流に資する。	午前 8 時から午後 9 時まで。	12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで。	6,511 人。 （令和 4 年度） 高校生、大学生、ボート愛好者団体等。	地方自治法、浜松市指定管理者による公の施設の管理に関する条例（以下「条例」という。）及び同条例施行規則、 浜松市天竜ボート場条例及び同条例施行規則、浜松市指定管理者制度の実施に関する基本指針（以下「指針」という。）。
2	浜松市立天竜自然体験センター湖畔の家	船明ダム湖と周辺の森林を活用し、児童及び生徒の宿泊訓練並びに各種団体等の研修を通して青少年の健全な育成及び生涯学習の推進を図る。	宿泊の場合を除き、午前 9 時から午後 9 時まで。	①火曜日。 ②12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで。	2,195 人。 （令和 4 年度） 高校生、大学生、ボート愛好者団体等。	地方自治法、条例及び同条例施行規則、浜松市立天竜自然体験センター条例及び同条例施行規則、指針。
3	浜松市天竜林業体育館	林業従事者等の健康の増進及び健全な余暇活動の促進並びに林業の振興を図る。	午前 9 時から午後 9 時 30 分までとする。ただし、月曜日については、午前 9 時から午前 12 時までとする。	①火曜日。 ②12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで。	1,318 人。 （令和 4 年度） 高校生等。	地方自治法、条例及び同条例施行規則、浜松市天竜林業体育館条例及び同条例施行規則、指針。
4	浜松市天竜相津マリーナ	市民や観光客が気軽に遊べるカヌー・手こぎボートなどのアウトドアスポーツを通じて船明ダム湖面の有効利用を図り、観光及び地域振興を図る。	午前 8 時 30 分から日没まで。	―	751 人。 （令和 4 年度） 一般等。	地方自治法、条例及び同条例施行規則、浜松市天竜相津マリーナ条例及び同条例施行規則、指針。

別紙

浜松市天竜ボート場、浜松市立天竜自然体験センター湖畔の家、浜松市天竜林業体育館、浜松市天竜相津マリーナ指定管理者選定基準

評価項目		配点	得点
1	施設運営管理方針に関する項目（合格点５．５点以上）		
	(1)　施設の性格や目的の理解	５	
	(2)　提案が市の施策に沿ったものであること	５	
	小　計	１０	
2	事業提案（計画）に関する項目（合格点２７．５点以上）		
	(1)　事業の具体的取組み方	８	
	(2)　施設の運営体制・職員の配置	５	
	(3)　適正な管理・モニタリング	５	
	(4)　安全管理・緊急時への対応	７	
	(5)　市民サービスの向上	７	
	(6)　障がいの有無や年齢、性別等を問わない(インクルーシブ)スポーツの振興	５	
	(7)　環境・地域等への配慮	３	
	(8)　平等利用	５	
	(9)　自主事業	５	
	小　計	５０	
3	指定管理者に関する項目（合格点９．３点以上）		
	(1)　団体の物的・財政的能力	５	
	(2)　施設の運営実績	５	
	(3)　団体の地域貢献	７	
	小　計	１７	
4	活動拠点に関する項目		
	(1)　浜松市内に主な事業活動の拠点を置くこと	２	
	(2)　各種認定等の有無	１	
	小　計	３	
5	指定管理料に関する項目（１）（合格点５．５点以上）		
	収支計画の妥当性	１０	
	小　計	１０	
6	指定管理料に関する項目（２）		
	$\frac{\text{最低提案額}}{\text{提案額}}$ × 配点	１０	
	小　計	１０	
現指定期間の実績に基づく加減点			
合　　計		１００	

選定条件

１　評価項目１、２、３及び５の各小計において、配点の５５％以上（合格点）であること。

２　前１の条件を満たす者のうち、合計点が最も高い者を優先交渉権者（候補者）とする。

３　４の「(2)各種認定等の有無」は、高齢者活躍宣言事業所の認定、消防団協力事業所の認定、ワーク・ライフ・バランス等推進事業所の認証、外国人材活躍宣言事業所の認定、企業のCSR活動表彰（以上、認定等主体浜松市)、健康経営優良法人の認定（認定主体経済産業省）事業者を加点する。共同事業体の場合は、共同事業体数で按分する。

４　６の評価点は、指定期間中の総計で行い、配点を上限とする。

５　現指定管理者から応募があった場合、現指定管理期間の事後評価結果に基づき加減点を行う。なお、加減点の算出方法は、募集要項「20実績の反映について」のとおりとする。